

文京区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

2019文福障第861号令和元年6月28日区長決定

2024文福障第3240号令和7年3月31日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第10条、第48条及び第51条の2第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の34及び第57条の3の2並びに文京区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する要綱（18文福障第1105号。以下「地域生活支援サービス事業者登録要綱」という。）第10条の規定に基づき、区長が障害福祉サービス事業者等に対して実施する指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者 総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (2) 指定障害者支援施設設置者 総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者をいう。
- (3) 指定特定相談支援事業者 総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。
- (4) 指定障害児通所支援事業者 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。
- (5) 指定障害児相談支援事業者 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
- (6) 地域生活支援サービス事業者 地域生活支援サービス事業者登録要綱第3条第1項の規定により地域生活支援サービス事業者としての登録を受けた者をいう。
- (7) 指定障害児入所施設設置者 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者をいう。
- (8) 障害福祉サービス事業者等 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、

地域生活支援サービス事業者及び指定障害児入所施設設置者をいう。

(指導及び監査の目的)

第3条 区長は、総合支援法、児童福祉法その他の法令、東京都の条例及び規則並びに区の要綱で定める最低基準、指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等が提供するサービスの内容の質の確保及び障害福祉サービス事業者等に対する自立支援給付等に係る費用の支給等の適正化を図り、もって区における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的として、指導及び監査を実施するものとする。

(指導の方針)

第4条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの内容、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施するものとする。

(指導の形態)

第5条 指導の形態は、集団指導又は実地指導とする。

2 集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。

3 実地指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行う。ただし、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、区長が必要があると認めたときは、一定の場所において個別に指導を行うものとする。

4 区長は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導の形態ごとに、別表第1に掲げる選定基準に基づき、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を選定するものとする。

(指導の実施方針及び実施計画)

第6条 区長は、毎年度の当初において、指導を効率的かつ効果的に実施するため、当該年度における指導の重点事項、指導目標、指導項目等を掲げる障害福祉サービス事業者等指導実施方針（以下「実施方針」という。）及び実地指導に係る検査基準（以下「指導検査基準」という。）を別に定めるものとする。

2 区長は、毎年度の当初において、実施方針に基づき、指導の実施時期その他必要な事項を定めた当該年度の指導の実施計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。

(調査書等の提出)

第7条 区長は、必要があると認めたときは、指導の実施に当たって、障害福祉サービス事業

者等から調査書その他指導に必要となる書類等の提出を求めるものとする。

(集団指導の実施方法)

第8条 区長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施の日時及び場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に対して文書により通知するものとする。

2 集団指導は、自立支援給付等に係る費用の請求等の内容、制度改正の内容、過去の指導における事例等について、講習等の方法により行うものとする。

(実地指導の実施方法)

第9条 区長は、実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、実地指導の準備に要する期間を考慮して区長が相当であると認める時期までに、当該障害福祉サービス事業者等に対し、実地指導の根拠規定、実地指導の実施の日時及び場所、指導担当者、実地指導に立ち会うべき者、実地指導の実施に関し準備すべき書類等を記載した文書により通知する。ただし、区長がやむを得ない事情があると認めるときは、実地指導を開始する時に当該文書を交付するものとする。

2 実地指導は、指導検査基準に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談による方法により行うものとする。

3 実地指導は、2人以上の区の職員により構成される班を編成して実施するものとする。

4 区長は、実地指導を実施した結果、障害福祉サービス事業者等に改善を要すると認める事項（以下「改善事項」という。）があるときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書によりその旨を通知するものとする。

5 区長は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、当該通知の日の翌日から起算して30日を期限として、改善事項に係る改善状況を記載した報告書の提出を求めるものとする。

(実地指導後の措置等)

第10条 区長は、前条第5項の報告書の提出があった場合において、改善事項に係る改善状況が不十分であると認めたときは、必要に応じて、再度、当該通知を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、実地指導を行うものとする。

2 区長は、実地指導を実施した結果、障害福祉サービス事業者等が別表第2に掲げる選定基準のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに監査を行うものとする。

3 区長は、実地指導を実施した結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容、自立支援給付等に係る費用の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス

事業者等に対し、サービスの内容を是正し、又は自立支援給付等に係る費用の自主返還等を行うように指導するものとする。

- 4 区長は、前条第5項の報告書の提出があった場合において、改善事項及びその改善状況について、利用者の保護等の観点から必要があると認めたときは、区のホームページへの掲載等の方法により、区民へ広く情報提供するものとする。

(監査の方針)

- 第11条 監査は、障害福祉サービス事業者等が別表第2に掲げる選定基準のいずれかに該当するときに、その事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として行うものとする。

(監査の実施方法)

- 第12条 区長は、前条の規定により監査を実施する障害福祉サービス事業者等を決定したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、監査を実施する旨を記載した文書により通知する。

- 2 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該障害福祉サービス事業者等の事業所に立ち入る方法により行うものとする。

- 3 監査は、2人以上の区の職員（その対象となる障害福祉サービス事業者等に対して実地指導を実施した後に監査を実施する場合にあっては、当該実地指導に従事した職員）により構成される班を編成して実施するものとする。ただし、区長が必要があると認めたときは、副参事の職層にあるものを長とする3人以上の区の職員により構成される班を編成して実施するものとする。

- 4 区長は、監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成するものとする。

(指定の取消し等の事由に該当する旨の通知)

- 第13条 区長は、監査を実施した結果、障害福祉サービス事業者等（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設設置者に限る。）が総合支援法第49条第6項又は第50条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に該当するときは、東京都知事及び当該障害福祉サービス事業者等に対し、その旨を通知するものとする。

(勧告)

- 第14条 区長は、監査を実施した結果、障害福祉サービス事業者等（指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、地域生活支援サービス事業者及び指定障害児入所施設設置者に限る。次項、次条及び第16条において同じ。）が次の各

号に掲げる場合において、必要があると認めたときは、当該各号に定める措置を採るべきことを勧告するものとする。

- (1) 総合支援法第51条の28第2項各号に掲げる場合 同項各号に掲げる措置
- (2) 児童福祉法第21条の5の23第1項各号に掲げる場合 同項各号に掲げる措置
- (3) 児童福祉法第24条の35第1項各号に掲げる場合 同項各号に掲げる措置
- (4) 地域生活支援サービス事業者登録要綱第11条第1項に規定する場合 同項の規定による基準の遵守
- (5) 児童福祉法第24条の16第1項各号に掲げる場合 同項各号に掲げる措置

2 区長は、前項の規定による勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が当該勧告に従わなかった場合において、必要があると認めたときは、その旨を公表するものとする。

(指定の取消し等)

第15条 区長は、監査を実施した結果、障害福祉サービス事業者等が次の各号に掲げる場合において、必要があると認めたときは、当該各号に定める措置を採るものとする。

- (1) 総合支援法第51条の29第2項各号に掲げる場合 同項の規定による指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部の停止
- (2) 児童福祉法第21条の5の24第1項各号に掲げる場合 同項の規定による指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部の停止
- (3) 児童福祉法第24条の36各号に掲げる場合 同条の規定による指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部の停止
- (4) 地域生活支援サービス事業者登録要綱第12条第1項各号に掲げる場合 同項の規定による登録の取消し
- (5) 児童福祉法第24条の17各号に掲げる場合 同条の規定による指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部の停止
- (6) 児童福祉法第33条の18第6項に掲げる場合 同項の規定による指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部の停止

(指定の取消し等以外の措置)

第16条 区長は、監査を実施した結果、障害福祉サービス事業者等が前条各号に掲げる場合に該当しない場合において必要があると認めたときは、当該監査の対象となった障害福祉サービス事業者等に対して、実地指導その他の方法により、必要な助言又は指導を行うものとする。

(経済上の措置)

第17条 区長は、監査を実施した結果、障害福祉サービス事業者等が偽りその他不正の手段により自立支援給付等に係る費用の支給を受けた事実を認めたときは、その受けた額の全部又は一部について、総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第1項の規定に基づく不正利得の徴収を行うものとする。

2 区長は、前項の規定により障害福祉サービス事業者等から不正利得の徴収を行うときは、原則として、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還を命ずるほか、当該返還額に100分の40を乗じて得た額の支払を命ずるものとする。

3 区長は、サービスの内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に関し、不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

(東京都への報告等)

第18条 区長は、実施計画を策定したときは、当該計画に係る計画書の写しを東京都に提出するものとする。

2 区長は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を東京都に報告するものとする。

(1) 障害福祉サービス事業者等に対して実地指導を行おうとするとき その旨

(2) 障害福祉サービス事業者等に対して実地指導を行ったとき（改善事項がある場合にあっては、当該障害福祉サービス事業者等から第9条第5項の報告書の提出があったとき）
実地指導の結果

(関係機関との連携)

第19条 区長は、障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施に当たっては、東京都その他の関係機関との連携を図り、効果的に行うよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

指導の選定基準

指導の形態	選定基準
集団指導	1 新たにサービスの提供を開始した障害福祉サービス事業者等であって、当該サービスを提供している期間がおおむね 1 年以内であるもの 2 その他集団指導を行うことが適当であると認められる障害福祉サービス事業者等
実地指導	1 通報、苦情の申立て、自立支援給付等に係る費用の請求の状況等により、その運営の状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等 2 過去の実地指導において指摘された改善事項に係る改善状況を確認する必要があると認められる障害福祉サービス事業者等 3 実地指導が未実施の障害福祉サービス事業者等 4 その他実地指導を行うことが適当であると認められる障害福祉サービス事業者等

別表第 2（第 10 条、第 11 条関係）

監査の選定基準

1 指導検査基準に照らし、提供するサービスの内容に不正又は著しく不当な事実があったことを疑うに足りる理由があるとき。 2 自立支援給付等に係る費用の請求等に不正又は著しく不当な事実があったことを疑うに足りる理由があるとき。 3 指導検査基準に関し、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。 4 度重なる実地指導を行った場合において、なおサービスの内容、自立支援給付等に係る費用の請求等の内容が改善されないと認められるとき。 5 正当な理由なく、実地指導への協力を拒んだと認められるとき。
--